

品川区がん対策推進計画策定委員会設置要綱

制定 令和6年5月14日区長決定
要綱第242号

(設置)

第1条 品川区（以下「区」という。）において、がん対策を推進するにあたり、品川区がん対策推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するため、品川区がん対策推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 推進計画の策定に係る調査および検討に関すること。
- (2) 推進計画の策定に係る資料収集、データ分析等に関すること。
- (3) 推進計画の策定に係る連絡調整に関すること。
- (4) 前2号に掲げるもののほか、推進計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから区長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域がん診療連携拠点病院を代表する者
- (3) がん患者支援団体を代表する者
- (4) 地区医師会を代表する者
- (5) 地区歯科医師会を代表する者
- (6) 品川区薬剤師会を代表する者
- (7) 公募区民
- (8) 区職員
- (9) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるもの

(任期)

第4条 委員の任期は、区長が委嘱した日から、がん対策推進計画の策定が完了する日までとする。

(委員長および副委員長)

第5条 委員会に委員長および副委員長を置く。

- 2 委員長および副委員長は、委員のうちから区長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長が必要と認めるときは、会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。この場合において、テレビ電話装置等を活用して会議に参加した者は、会議に出席したものとみなす。
- 4 委員が、テレビ電話装置等を活用して会議に参加した場合において、当該委員が使用す

るテレビ電話装置等が、音声の送信または受信ができなくなったときは、当該委員は、音声の送信または受信ができなくなった時刻から退席したものとみなす。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員長が特に支障があると認めた時は、この限りでない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康推進部健康課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、健康推進部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用し、がん対策推進計画の策定が完了した日の翌日にその効力を失う。